

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025
E-mail jalisa@jalisa.info
20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007
Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.183 Mar 1, 2015

■Special Feature: Sixth Conference of Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP-VI)	
• Main Features of the Conference	1
• My Participation in the COLAP-VI Preparatory Meeting in Nepal	Yuka Urusibara, Tokai Chapter 2
• An Invitation to the Sixth Conference of Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP-VI)	Osamu Niikura, Aoyama Gakuin University, member of the COLAP-VI Preparatory Committee 3
• A Call for Participation in the Sixth Conference of Lawyers of Asia and the Pacific (COLAP-VI)	Seiichi Okuma, attorney and president of the Japan Lawyers International Solidarity Association 5
■IADL Bureau Meeting Reports	
• IADL Istanbul Bureau Meeting, November 8-9, 2014	Osamu Niikura, Aoyama Gakuin University 7
• Observations from a Turkish Lawyer Suppression Trial	Jun Sasamoto, IADL Bureau member 10
■The Right to Peace	
• Right to Peace and the United Nations Human Rights Council 27th Session: Resolution and Future Developments	Jun Sasamoto, Japan Committee on Right to Peace 12
• Right to Peace UN Working Group, Mainly with Regard to 2nd-Session Hearings	Tatsuo Muto, Associate Professor, Kanto Gakuin University College of Law 15
■General Assembly Report	
• Lecture: "Afghan Society and Women"	Aisa kiyosue, Muroran Institute of Technology 18
• Report on the 37th Regular General Assembly	Hiroshi Miyasaka, JALISA Secretary-General 23
• JALISA Officers (2014-2015 Organizational Year)	27
■Program for Judicial Apprentices: "Even human rights lawyers are international! The situation in the Gaza Strip, and human rights problems of domestic migrants in the Philippines"	
• Report on Program for 68th-Class Judicial Apprentices	Yayoi Hasegawa, JALISA Director 28
□Study Group Report: "Interpreting the 7/1 Cabinet Decision in Light of International Law"	Hiroshi Miyasaka, JALISA Secretary-General 31
□In Memoriam	
• In Memory of Norio Tanaka	Osamu Niikura, Professor, Aoyama Gakuin University 34
• In Memory of Justice V. R. Krishna Iyer	Osamu Niikura, Professor, Aoyama Gakuin University 35
JALISA Diary	36
Editorial Notes	36

INTERJURIST

No.183

2015年3月1日発行
定価1000円
JP番号:01025777

日本国際法律家協会 Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

■特集 第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-VI)

- 会議の主な内容 1
- ネパールでの COLAP6 準備会に参加しました 東海支部 漆原由香 2
- アジア太平洋法律家会議 (COLAP-VI) へのお誘い COLAP-VI 準備委員会メンバー / 青山学院大学 新倉修 3
- 第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-VI) への参加のよびかけ 日本国際法律家協会 会長 / 弁護士 大熊政一 5

■IADLビューロー会議の報告

- IADL イスタンブール執行部会議 2014年11月8~9日 青山学院大学 新倉修 7
- トルコの弁護士弾圧裁判の傍聴記 IADL BUREAU メンバー 笹本潤 10

■修習生向け企画

- 「人権弁護士だって国際的! -パレスチナ・ガザ地区の現状, 国内フィリピン移民の人権問題-」
- 第68期修習生企画報告 日本国際法律家協会理事 長谷川弥生 28

■平和への権利

- 平和への権利・国連人権理事会第27会期の決議と今後 平和への権利国際キャンペーン 笹本潤 12
- 「平和への権利」に関する国連の作業部会について ~第2会期での審議状況を中心に~ 関東学院大学法学部准教授 武藤達夫 15
- 「国際法から7.1閣議決定を読み解く」の学習会報告 日本国際法律家協会事務局長 宮坂浩修 31

■追悼

- 田中則夫さんを偲んで 青山学院大学 新倉修 34
- クリシュナ・アイヤー裁判官を悼む 青山学院大学 新倉修 35
- JALISA活動日誌 36
- 編集後記 36



ネパール・カトマンズ

■総会報告

- 講演: 「アフガン社会と女性」 清末愛砂 18
- 第37回定期総会の報告 宮坂浩 23
- 日本国際法律家協会役員 (2014-2015年度) 27

特集

第6回アジア太平洋法律家会議(COLAP-VI)

会議の主な内容

2015年6月25日~27日 ネパール・カトマンズ

全体テーマ:『平和、民主主義、人権、及び経済的発展の権利への課題』

分科会1:平和 (6月26日)

1. ヒロシマ・ナガサキ70周年における軍縮と核兵器 (←「核兵器廃絶」など)
2. アジアにおける国際法秩序とアメリカの拡張政策 (←「米軍基地問題」など)
3. “ゾーン・オブ・ピース”と国際紛争の平和的解決
4. 平和と憲法体制-新たな安全保障政策への課題 (←「集団的自衛権」など)
5. 人権としての平和,あるいは平和への権利:共通する国際的基準の形成

分科会2:人権 (6月26日)

1. 人権問題に取り組む法律家や裁判官,平和活動家の保護
2. 重大人権侵害を刑事免責されている現状への対応
3. 移民の権利と人身売買への対応,亡命者や難民の保護
4. 女性の権利,子ども・高齢者の権利,先住民の権利の保護

分科会3:経済発展 (6月27日)

1. グローバリゼーションが持続可能な経済発展にもたらす影響
2. 公正かつ公平な経済発展のための貧困の根絶
3. 発展の権利:国内及び国外のフレームワークの形成
4. 環境と経済発展(気候変動,環境悪化,原発のもたらす脅威など)
5. 市民の正義を保証するための経済的,社会的,文化的権利の確保

分科会4:民主主義 (6月27日)

1. 民主主義の脅威:専制政治と軍事化(「特定秘密保護法」なども)
2. 公正な選挙システムの確保と選挙における暴力行為の排除
3. 対話と交渉,和平合意等の平和的プロセスを通じた民主主義の維持
4. 司法の独立,グッドガバナンスの推進と司法腐敗への取り組み

その他のテーマ

- ・各国の平和活動の交流 ・アジア法律家組織の創設
- ・ネパールの和平プロセス及び憲法制定について

参加費用

- ・20~30万円(会議代込み)

(会議日程やツアーの申込みは・・・)

「日本国際法律家協会」まで 〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906

TEL:03-3225-1020 FAX:03-3225-1025 Email: jalisa@mbn.nifty.com

ネパールでの COLAP-VI 準備会に参加しました

東海支部 漆原由香

昨年10月10、11日にカトマンズで開かれたCOLAP6の準備会議に出席させていただきました。会の財政から派遣費用を支出していただいたことにつき、厚く御礼申し上げます。

会議には、インドのSharma 弁護士はじめ、ネパール、インド、ベトナム、フィリピンのメンバーが集まりました。

手元の資料は、新倉先生が作成して下さった提案書のみで(!)、テーマ設定、分科会の内容はもとより、運営面もすべて未定の状態でした。



私は、日本代表として意気込み、憲法9条の危機としての集団的自衛権行使容認の問題や、核兵器だけでなく原発も廃止すべきという意見を出し、分科会を企画するよう要請しました。

9条については、全会一致で「9条は国際問題である」「9条を守ろう」という力強い意見をもらいました。しかし、原発については、インドなどの新興国は、経済発展の権利として核エネルギーを開発することに積極的で、理解を得るためのハードルは高いと感じました。

COLAPには、市民活動家のみなさんもたくさん参加されますので、平和運動を進める各国の市民が集うサイドイベントも開くことになりました。

運営面は現地組織委員会に任せるとしても、内容面については、分科会での獲得目標（国際社会への具体的な提案）を見据えて議論を深めたり、大会宣言の起案をしたりすることも含めて、日本代表団が準備に深く関与していかなければならないし、また日本の働きが期待されていると感じました。

約5年に一度という貴重な機会ですし、お金と時間をかけて参加するので、日本でしっかり準備をして、臨みたいと思います。



アジア太平洋法律家会議(COLAP- VI)へのお誘い

COLAP-VI 準備委員会メンバー/青山学院大学 新倉修

いよいよ6月25日~27日にネパールのカトマンズで第6回アジア太平洋法律家会議 (Conference of Lawyers in Asia and the Pacific) が開かれる。TPPでも環太平洋という地域が対象になっているように、アジアと太平洋が21世紀に世界史の中心舞台になる。私たちはその主役を演じざるを得ない立場にある。実は、1955年にインドのカルカッタでアジア法律家会議が開かれたが、そのリバイバルをめざしたのが、1988年のニューデリーでの第1回アジア太平洋法律家会議であった。故清水誠教授が「お仕着せでない国際会議をつくらう」と意気込まれて、藤井英男前日弁連会長を委員長にして準備委員会をつくり500人以上の法律家の寄付と参加を募って、1年前に準備会議を行い、湾岸戦争をはさんで1991年に東京会議と大阪会議という2つの国際会議を開いたが、日本が多くの費用を負担して第2回会議を開いた。第3回は開催まで10年を要したが、IADL(国際民主法律家協会)の執行部会議があるたびにベトナム、インド、パキスタン、パレスチナの法律家と企画を練った。くしくも同時多発テロでニューヨークもワシントンも「危険な都市」となった2001年に、「世界一安全な都市ハノイ」で開催された。そこに南北の韓国・朝鮮の法律家が参加し、現地で交流して肝胆合い照らして、ソウルで2005年開催にこぎつけた。これには、金大中大統領と盧武鉉大統領を生み出した民主化運動の力によるところが大きい。そこにネリとエドレという2人の法律家がフィリピンから参加して、進歩的な法律家や人権活動家が暗殺されている現状を訴えた。その声がかきかけとなって2010年にマニラで第5回が開催された。

第6回は、インドのジテンドラ・シャーマさんが肝煎りとなって、民主的な憲法をめざすネパールの法律家と共同して、開催にこぎつけた。昨年10月(カトマンズ)、11月(イスタンブール)で準備会議が開かれ、第5回会議の経験を継承しながら、できるだけ費用を節約して、文字通り、手作りの国際会議を開く。

今回は、シャーマさんがIADL前会長ということもあって、主催者としてIADLが名乗り出た。現地の法律家団体が会議の実行委員会を組織し、フィリピンと日本、ベトナム・韓国が後押しして、企画の練り上げや大会宣言づくりに協力することになった。アジアは広い。ロシアも、中国も、アメリカも、アジア・太平洋という地域に大きな利害と関心を持っている。各国は、独自の「発展段階」に応じてさまざまな人権状況があり、法制度や法律家の役割や出身階層すら一様ではない。しかし、そのような多様性の中にも、アジア地域で共通に取り組む課題を見いだして、協力して解決する仕組みをつくるのが急務であり、共通の関心事である。法律家自身が貧困問題に直面している現在(就職難や事務所経営の困難、法科大学院の学費負担や司法修習のプライバタイゼーション=非給費制)、「貧困と恐怖からの自由」というテーマは他人事ではない。手弁当で参加しても、格差と戦争をもたらす不公正なシステムを変えていく大きな社会運動、世界的な運動につながる

る意味は大きい。グローバルな思考と地域に根ざした活動を組み合わせる(グローバルという造語もある)ことが、国民幸福度で国のあり方を計る社会をつくるために必要ではないか。来年70周年を迎える法律家の国際連帯組織(IADL)も、国連憲章・世界人権宣言(70周年・68周年)、国際人権規約(49周年)という世界史の節目にある。原爆投下、ニュルンベルク裁判、光復節から70年目。1914年から100年経ち、ベルサイユ条約・国際連盟結成から98年目を、どう意義のある年にするかは、私たちしだいであろう。アメリカとの国交を開いた中国の周恩来首相は、アメリカのヘンリー・キンジャー国務長官からフランス革命の意義について尋ねられて、こう答えたそうだ。「200年しか経っていないので、まだ歴史的な判断はできない」と。

スウェーデン、ノルウェイの人たちは、新しい発光システムをつくった日本人3人にノーベル物理学賞を授与し、初等教育を普及する活動をしているインドとパキスタンのNGOにノーベル平和賞を授与した。増大するエネルギー需要に対して、より節約型のシステムをつくることで、制御不能に陥る究極のリスク社会システムをもたらす原子力からの離脱を促す動きが、ここには示唆されている。原発とLEDとを結びつける「発見の才能」に、世界はうなった。不気味に拡大するイスラム国の武力闘争やイスラエルによるパレスチナに対する不条理な武力攻撃に反対する声は、宗教や国籍を理由とする差別を根絶するために、教育の重要性を説く活動家の訴えに耳を傾け、注目を集める「広報戦略」に、世界は感心したはずである。「継続は力」である。わたしたちには、継続することで発揮できる力があり、貧困と恐怖、戦争と疫病を克服する勇気を示す機会をもつことができる。

沖縄の嘉手納、普天間、辺野古や本土の横田、厚木、横須賀、岩国など、米軍基地訴訟は、フィリピン、韓国の平沢、濟州島などの基地問題に取り組む法律家につながる。日本政府の集団的自衛権の法制化や憲法9条空洞化に対して、アジアの法律家は、厳しい眼差しを投げかけている。インドで展開する日本の自動車メーカーの動きからは、経済発展の最中に労働者の権利がひどく侵害され、労働者の団結擁護と被害救済の実現が共通の課題となっていることがわかる。日本を含む多国籍企業の活動の問題点や、アメリカの「貪欲な」資本主義を是認する新自由主義の巨大なウソを暴く鍵を発見することが新しい世界を開く。

会議は、共通の課題を見出して、取り組む方向性を確認し、友人を広げて課題の実現を図る出発点となる。大会宣言は、幟や旗に寄せ書きをするつもりで、参加者が意見を持ち合って、自分でも納得できる共通の宣言を生み出す運動である。発言の準備ができなくても、ロビーで展示をしたり、缶バッヂを売ったり、ビデオを見せたり、歌を合唱したり、できる。

このような新鮮な驚きや感動を生む場がCOLAPと言える。会議後には、ヒマラヤを見渡すトレッキングツアーや仏教・ヒンズー教の施設なども見学できるオプションツアーもある。IADLがこの前後に執行部会議を開き、成果を定着化する「お仕事」も予定されている。



2010年、マニラでのCOLAP-V開会式

第6回アジア太平洋法律家会議(COLAP-VI)への参加のよびかけ

日本国際法律家協会会長/弁護士 大熊 政一

COLAP-VIへの参加の意義

第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-VI) が、『平和、民主主義、人権及び経済的発展の権利への課題』を全体テーマとして、2015年6月25日~27日、ネパールのカトマンズで開かれます。オープニングセッションが6月25日の夕方、分科会が6月26日、6月27日両日の午前と午後、クロージングセッションが6月27日の夕方にそれぞれ開かれる予定となっています。

分科会は以下の4つに分かれます。

分科会1: 人権としての平和及び国際紛争の平和的解決 (平和への権利、日本の憲法と安全保障の問題、基地問題などはここに入る)、分科会2: 人権擁護と我々の課題 (秘密保護法の問題はここに入る)、分科会3: 経済発展 (気候変動や環境問題、原発問題、労働者の権利の問題などはここに入る)、分科会4: 民主主義 (秘密保護法の問題はこれにも関連する)。

分科会や全体会のほかに、各種のサイドイベントも企画され、最終日に会議の宣言が採択される予定です。

アジア太平洋法律家会議 (COLAP) の沿革と今回の会議の意義については、本号掲載の新倉修教授の文章に詳述されているので、それに多くは譲ることとしますが、地球環境問題がますます深刻の度を増し、各地で紛争が激化拡大して、人権がないがしろにされ、人の生命すらもた易く奪われてしまうような事態が広がり、多国籍企業の活動による労働者や市民の権利への侵害など、アジア太平洋諸国の民主的な法律家が現に直面している共通の課題をめぐって、各国の法律家が一堂に会して議論し、民主的な法律家として果たすべき役割を見出していくことには大きな意義があると思います。また現地の法律家も含めて、アジア太平洋諸国の民主的な法律家と交流するまたとない機会ともなります。

会議参加後には、ヒマラヤの山々を望めるネパール第2の都市ポカラへのオプションツアーも企画されているなど、普段余り訪れる機会のないネパールを訪問する絶好のチャンスです。

是非、多くの方々の参加をよびかけたいと思います。

COLAP-VI日本準備委員会にふるってご参加を

COLAPVIを成功させるためには、単に既にお膳立てされた会議に参加するということではなく、日本の法律家としてこれに主体的に参加し、会議の内容を充実させるよう企画を練って、準備段階で種々の提言をし、また会議に提出する周到な報告も準備して、その成功に寄与しなければな

りません。

このために日本準備委員会を立ち上げ、その会合を定期的に行って準備を進めていくこととなっております。

既に2014年12月15日(土)に当協会の第37回総会終了後の午後3時から第1回の準備委員会を開催しておりますが、今後以下のとおり、日本準備委員会を開催する日程が決まっております。

2015年1月22日(木) 午後6時30分~ 場所は日本国際法律家協会事務所(四谷三丁目)

〃 2月20日(金) 午後6時30分~ 場所は人数によって変わる可能性があります

〃 3月20日(金) 午後6時30分~ 〃 〃

〃 4月16日(金) 午後6時30分~ 〃 〃

〃 6月 4日(金) 午後6時30分~ 〃 〃

多くの方々—各法律家団体・市民団体の皆様、市民・学生・ボランティアなど個人—に、この準備委員会へのご参加をよびかけるものです。

以上

IADLビューロー会議の報告

IADLイスタンブール執行部会議 2014年11月8～9日

青山学院大学教授 新倉修

執行部メンバー23名が本人または代理で出席（欠席10名）。オブザーバーにトルコから10名、アメリカ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、ネパールなどから7名が参加した。マイラー会長の活動報告は事前にメールで配布され、運営の効率化をはかった。会場はイスタンブール弁護士会研修会館。韓国「民主社会をめざす法律家」ほか5団体の加盟を承認。

1) トルコの現状をCHD（トルコ進歩法律家協会）副会長 Selçuk Kozağaçlı が報告。執行部メンバーの多くが15ヶ月間勾留、3月の法改正後釈放されたが、攻撃は止んでいない。12月に法律家3000人デモがあり、2300人が弁護士受任。公判に1000人以上の法律家が出席。IADLの支援キャンペーンを感謝。

CHDは、1974年に設立。クーデタで解散させられ、1994年に42人の法律家が人権宣言を発表して再建。現在、全国12支部2500人の会員。政治囚の弁護と処遇の監視、労働権と労災問題に取り組み、クルド人の権利擁護、地域開発による立退き問題、女性の権利擁護にも取り組み、最近では移民の権利問題も取り上げている。警察の権限濫用は大きな問題であり、新政府が反テロ法を政治的な目的で使っている。5月に鉱山災害で労働者300人が死亡し、毎日10人の労働者が労災死。CHDの弁護士は、労災現場の鉱山にも出向くが、政府はテロリストだとして10人の弁護士を逮捕。昨年、労働権利の学習会を100回以上開催し、刑事施設における単独室収容（F級）と医療の改善を働きかけている。

ヨーロッパ法律家協会やIADLのおかげで国際活動を強化し、国際委員会をつくった。トルコでは一般に弁護士は英語ができず、国際活動は遅れている。そこでIADLに3つの提案をしたい。

①トルコでの事件について情報をシェアし、外国の立法例と比較すること、②IADLの文書を翻訳してトルコで配布すること、③トルコの独裁政権に対する抗議行動を各国で組織すること。さらに、人権理事会でのUPRや人権条約のトルコ政府報告にカウンター・レポート活動もありうる。

2) ラジ・スラーニ（ガザの人権センター所長）はスカイプを通じて近況を報告した。ガザの状況は日ごとに悪化している。過去6年間で3回侵略を受けたが、最近のものが最悪。4万5000世帯が被災し、45万人が避難民となった。農耕地の38%が破壊され、450の工場と唯一の発電所や多くの病院も破壊された。イスラエルによる包囲網は固定化され、ガザ再建の見通しはない。人権理事会はウィリアム・シャバス委員会をつくったが、イスラエルが「入域」を許可しないので、調査も名ばかりだ。イスラエルも「民族浄化」によって「ユダヤ化」している。土地は奪われ、即決処刑が横行している。オスロ合意から20年経つが、平和はますます遠のいており、アメリカもヨーロッパもイスラエルに法的な免責を与えている。解決方法としては、①ガザに関する捜査権限を

行使するようにハイレベルの使節団が国際刑事裁判所検察官に働きかけ、②パレスチナがICCに加盟するように支援、③可能なら各国で普遍的管轄権を行使する。(日本政府に対し、イスラエル政府に働きかけるよう要請することも考えられる。)

3) 中東

エジプトの大量の政治囚問題を懸念し、調査団派遣を検討する。イラクとシリア情勢について声明案をメールで流し、成案を得るようにする。

4) ウクライナ

ポルトガルのマダレーナ・サントスが、ウクライナの共産党禁止をもくろむ行政聴聞手続きを傍聴した。同党の連邦化提案が違法な分離主義運動にあたるという容疑。抗議声明を採択。

5) COLAP- VIの準備

カトマンズでの準備会(10月10日~11日)議事録に基づき討議。関係団体がイスタンブールでさらに会合をもち、プログラムなどを作成した。カトマンズではIADLの執行部会も予定している。

6) 対ファシズム勝利70周年式典

ロシア連邦共産党からモスクワで5月に70周年式典の招待状。代表団5人で参加を決定。

7) 各会議

ロン・ヴェイユからCOLAP- VI後に、国連憲章70周年、IADL創立70年、国際人権規約50年の式典をパリで開くという提案があった。IADL創立記念はパリでよいとしても、ほかの2つは別の場所で開くことを探るため、事務局長がアンケート調査をする。詳細はネパールでの執行部会議で決定する。さらにプロジェクト・チームで企画を練ることを決定。

8) 各決議

フィリピンのNUPLが提案したもの：①アキノ独裁を裁く国際民衆法廷をワシントンで2015年7月16日~18日に開催する。IADLも共催し、検事団を派遣する。②戒厳令の犠牲者への支援。③東南アジアでのアメリカ軍事同盟拡張に反対する決議。④人権侵害の廉で逮捕されたパルパラン将軍に対する特別待遇を糾弾する決議。⑤2015年に、鉱山会社を糾弾する会議を予定。

モロッコ人権協会が政府により弾圧されている。書簡をモロッコ政府に送る。

エボラ対策が人種差別政策の色彩があることに抗議する声明は、アッダ・ベクーシュが起案してメールで回覧する。

9) ジェンダー委員会

エヴリン、ケリー、バーバラが担当し、①国連ニューヨーク本部で3月に女性の地位委員会開催時にサイド・イベントを企画する。ハイチでの女性に対する暴力を取り上げる。②ジュネーブの人権理事会開催時のサイド・イベントで、イスラム国が女性を脅かす存在であることを取り上げる。③イギリスのホールデン協会がロンドンで5月に女性に関する会議を企画している。

10) ブルキナ・ファソ状況

80年代にクーデタで政権に就いた大統領が延命のために憲法改正を試みたところ、民衆の抵抗を受けて、亡命。現在は軍政だが、民主化の必要がある。ベルナルド・ボコディンが中心となり、周辺地域も含めて、民主化を促す声明を起草する。

11) 国際労働権委員会(ICLR)

マイラー会長とスーザン・アドレーがインドでの活動を報告。マルティ・スズキ自動車の低賃金労働問題を2年かけて調査。報告書が刊行されている。

12) ワーキング・グループ会議から

①財政問題：共同会計(Augustin KemadjouとMax Boqwana)が2人とも欠席したがマックスが提案をつくったので、補完して配布する予定。国連活動(特に、ミコル・サヴィアの卓抜な働きによって活性化した人権理事会での活動)、ウェブ、翻訳、会合費、出版刊行などの基本的なニーズに対応して年間最低でも10万ユーロの予算が必要となる。加盟協会の分担金の支払いを強化するとともに、各協会でも豊かな会員からの寄付を募るなどの工夫が必要。個人加盟の会員にも会費の支払いを求め、基金募集の提案をする予定。分担金・会費の請求を2015年の早い時期に実施する。

2016年にIADL70周年を迎えるので、記念出版をして販売するだけでなく、広告を掲載して費用を捻出する工夫も必要。フェルモン事務局長は、共同会計を中心に財政委員会を拡充することを提案し、エヴリン、グレース、アダ、バルナルド、アイタッチとロベルトが協力を申し出た。日本はジュネーブのジョン・ノックス研修センターに故塩川氏が寄託しているお金があり、事務所の賃料として当てることを遺族も承諾していること、個人寄付を受け入れて、「塩川基金」と命名することを提案した。

②教育プログラム：若い法律家向けの教育プログラムを作ることが懸案となっている。カルロスが中心となって話し合った内容をさらに執行部メンバー全員に知らせて、プログラムを充実させることが求められている。

③組織問題：組織建設のために、メーリング・リストを拡充する提案、各国協会が年に2回報告書を刊行する提案、地域毎やテーマ別にSMNを活用して意見交換を進める提案、いずれにしろ、しっかりとした組織の基盤づくりを進めることを決定した。

13) 危機にあう法律家の日(Day of endangered lawyer)

Carlos Orjuelaの提案で、2015年1月15日に、ヨーロッパ法律家協会は拘禁されている法律家の釈放や迫害・脅迫にあっている法律家の救援のために大使館などに請願する行動をとる。今回はフィリピンの法律家に焦点を据える。これにはトルコその他の協会も参加する予定。

14) 副会長および事務局次長の選出

副会長の役割を明確化し、地域を代表し、会長に故障があるときは代表となる権限をもつとし、中南米にバネッサ・ラモス(全米法律家協会会長)、西欧にロラン・ヴェイユ(フランス)、東欧にヨシス・ゲロン(ブルガリア)、アジアにヴィジェンダ・ジャイン(インド)、アラブにアラブ法律家連盟の次期事務局長、アフリカは当分空席とする(バルナルド・ポコシジンが調整役を担当する)。またヴェイユは、これまでどおり第一副会長とする。

また、事務局長を補佐する次長に、学術担当としてマジョーリ・コーン(アメリカ)が従前どおり就任し、ほかにも次長を選ぶ予定。

トルコの弁護士弾圧裁判の傍聴記

IADL BUREAU メンバー 笹本潤

<トルコの反テロ法と政府の弾圧>

2001年の9・11以降、反テロ戦争を合法化する動きや各国での反テロ法による取締の強化は、ますます進んでいる。

トルコの反テロ法は、1991年に主にクルド人の独立運動（PKKクルド労働党）に対処するために制定された。しかし、表現の自由や結社の自由に対する侵害であるとの国際的批判が多く、改正されたが、依然テロリズムの定義はあいまいで、エルドアン大統領体制（2014年～）の下で、広くテロリズムに関与したと疑われる者にまで適用されている。反テロ法は、テロリスト組織に対してだけでなく、政府に反対する活動家、クルド人や合法的な政党などこの数年で数千人の人に適用され、平和的なデモも、テロリスト組織と関係があるとして適用されることもある。



弁護士による決起集会

今回のトルコの弁護士に対する逮捕、裁判もその弾圧の一環である。2014年4月のIADLベルギー大会の全体会で呼びかけに始まり、今回の2014年11月のIADL BUREAU 会議に連続して、裁判傍聴をスケジュール化したのは、国際的にも弾圧の実態を広め、国際的な世論を結集するためである。

<裁判の内容>

裁判は、2014年11月11日に、トルコ進歩法律家協会（ÇHD）の22人の弁護士が逮捕された事件の審理があり、11月13日はクルド人弁護士46人が逮捕された事件（KCK）の審理があった。

審理のあった裁判所は、2011年に新設されたヨーロッパで最大規模のイスタンブールのチャラン裁判所である。



審理の行われた法廷

11月11日に行われたÇHDの弁護士の裁判は、起訴された22人の弁護士のうち、9人が身柄拘束を受けていたが、10ヶ月以上の拘束を経て審理日には全員が釈放されていた。前回の審理の後、2014年2月に刑事手続法が改正され、今回の審理はその新法の下で初めて行われたため、その法により新設された裁判所での最初の審理だった。

訴えられた弁護士は、新法の下ではすでに存在しない裁判所で

審理は行われるべきではなく、憲法裁判所に事件は送付されるべきと主張した。また、弁護士側は、憲法裁判所で行われる他の裁判の結果を待つことや、弁護士の職務に関することについての起訴だから、法務省の許可を求めるべきことも裁判所に要求した。起訴された弁護士がそれぞれ意見表明をしたため、時間はほぼ丸一日かかった。しかし、その日の最後に裁判所の決定が出て、弁護側の要求は、いずれも認められなかった。KCKの裁判も、すぐ無罪の決定を出すべきという弁護側の要求が裁判所に拒否された他は、ÇHDの決定とほぼ同じ結果となった。次回の審理は両方の事件とも2015年5月と指定された。

<国際傍聴団について>

各国からの傍聴者は、トルコのÇHDの呼びかけに、IADLとELDH(ヨーロッパ民主法律家協会、トマス・シュミット事務局長)が応え、2回の傍聴に述べ約50人の法律家の傍聴があった。

2013年12月が第1回の審理の時は、全国から2300人の弁護士の支持を受け、1000人が裁判に傍聴、参加したという。今回の第2回の審理は海外から多くの法律家(特に他のヨーロッパ諸国からの参加が多かった)が傍聴、参加した。

審理はトルコ語なので、傍聴席では通訳(の弁護士)が傍聴している海外の弁護士に対して、4-5人のグループに一斉に英訳、フランス語訳の通訳をした。そのため通訳者の話し声が傍聴席から常に聞こえる状況の下で審理が進められた。このような雰囲気での審理だったので、国際傍聴団の組織は裁判所や検察官には相当のプレッシャーになったのではないだろうか。2015年の5月の次回期日以降の続報はまた機会があればお伝えする。



IADL+ELDH国際傍聴団メンバー

平和への権利

平和への権利・国連人権理事会第27会期の決議と今後

平和への権利国際キャンペーン 笹本潤

1, 作業部会第2会期を受けて

2014年7月に開かれた作業部会第2会期においては、会期の1週間前に作業部会議長案が発表され、その第1条の条文案は「人権、平和、発展が十分に実施される文脈の中での生命の権利」であり、賛成国やNGOが主張していた、「平和への権利」や「平和的生存権」など新しい権利の創設につながる文言が入らなかった。しかし、NGOの発言や賛成国の奮闘により、作業部会を第2会期で打ち切りにしないで、2015年に作業部会の第3会期を開催することが決まった。(interjurist No182参照)

2, 国連人権理事会第27会期の審議

国連人権理事会第27会期(2014年9月)の会議に宛てた、作業部会議長のレポートでは、作業部会第2会期で決まったことがほぼそのままの形で提出された。

人権理事会本会義の審議では、欧米を中心とする反対国が、作業部会の審議の打ち切りなどを主張してくるのではないかと危険があったが、結果的には、作業部会第3会期を開催する決議が採択された。(賛成33、反対9、棄権5)

ただ、本会義に先立つ9月19日に、キューバ政府主催の政府間の非公式協議(open)が開かれ、本会議に提出する決議案の内容についての議論がされた。欧米の反対国は、平和への権利というタイトルを「平和と人権」というタイトルに変更する提案をした。これに対し、賛成国やNGOがそれは人権理事会のマンデート(任務)に反すると応酬し、その結果、人権理事会で採択された決議においては、タイトルの変更も可能な妥協的な表現になった(当初の決議案1項は「宣言の文章の完成を目的にして」であったが、「文章の」という文言が削除された)。

9月25日の人権理事会決議(A/HRC/27/L.15/Rev.1)の内容は、

- (1) 2015年に宣言の完成を目的にして5日間の作業部会第3会期を開催する。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所は作業部会が任務を全うするように必要な援助を行う。
- (3) 作業部会議長が、政府、地域グループ、関係者と作業部会第3会期前に非公式協議を行う。
- (4) 作業部会議長が、作業部会第1,2会期の議論、非公式協議をもとに、改訂された新草案を用意する。そして第3会期に先だてそれを提出する。

(5) 各国政府、市民社会、他の利害関係者は、作業部会の作業に積極的かつ建設的に貢献すること

(6) 作業部会にレポートを提出させ、それを人権理事会29会期（2015年6月）の討議のために人権理事会に提出する。

（賛成国33-アルジェリア、アルゼンチン、ベニン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、中国、コンゴ、コスタリカ、コートジボアール、キューバ、エチオピア、ガボン、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、クウェート、モルジブ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、パキスタン、ペルー、フィリピン、ロシア、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ、ベトナム

反対国9-オーストリア、チェコ、エストニア、フランス、ドイツ、日本、韓国、イギリス、アメリカ
棄権国5-アイルランド、イタリア、モンテネグロ、ルーマニア、マケドニア）

3, NGO 協議

国連人権理事会第27会期では、作業部会第2会期から始まった、NGOのネットワーク作りが一步前進した。9月19日に国連のカフェでNGO協議を開き、今後の共同の際の一致点をどこに求めるか、今後の作業部会第3会期に向けての戦略的な取り組みについて議論した。そこでは、作業部会議長案が新しい権利の創設としては内容の乏しいものだったので、今後の作業部会議長の新提案に対するNGOの働きかけが重要であるということが共通認識となった。

また、11月27日にはジュネーブで関係NGOの協議を開催することが、IADLのミコルの協力もあり設定でき、私も日本からもスカイプで参加することができた。この11月のNGO協議は、国連正門前のビルの会議室を借りて、PAPA GIOVANNI23のマリアが司会をし、スペイン国際人権法協会、国際友和会、創価学会 ISG、WILPF、バーベイさん、アフリカのHRNGO、環境NGOなど約10のジュネーブを本拠地とするNGOが参加した。

このNGO協議では、①NGOとしての優先事項、②コンセンサス方式について、③NGOの共同行動について、3時間にわたって議論された。これだけ多くのNGOが集まって本格的に議論するのは初めてだったので、きっちりとした結論は出なかったが、お互いの立場の違いはよくわかった。

①のNGOの優先事項については、平和的生存権を重視するNGO、平和における生命の権利でもいいというNGO、軍縮や環境の条項も入れるべきとするNGOなどの意見が出された。

②の人権理事会の議論の進め方については、再び諮問委員会案に戻るよう要求するNGO(スペイン)と、今の議長案とコンセンサス方式の中で最善を尽くすべきというNGOに立場が分かれた。

また③のNGO共同行動についても、政府間交渉の難しさからして推移を見守るべきとする意見と、積極的に議長に働きかけていくべきとする意見が出された。

国連のサイトでは、作業部会第3会期が2015年4月20~24日に開催されると告知されたため、今後

は作業部会第3会期に向けての協議を続けていくことになる。

4, 日本国内での活動について

日本政府は、27会期人権理事会においても平和への権利促進決議に反対票を入れた。

平和への権利国際キャンペーン実行委員会では、現在集めている国際署名と国内署名をより多く集めて（現在、国際約2,000、国内約1,000）、適切な時期に国連と日本政府に提出し、日本政府の平和への権利に対する態度を改めさせていく取り組みを強化しようとしている。

また、2014年10月に10人以上の執筆陣で出版された『いまこそ知りたい平和への権利48のQ&A』（合同出版）を普及して、多くの人に平和への権利を理解してもらうとともに、平和への権利が実現すれば集団的自衛権の行使を制限することができるという視点から、国内の平和運動との結びつきも意識した市民集会など世論喚起の取り組みを具体化していくことを考えている。

「平和への権利」に関する国連の作業部会について ～第2会期での審議状況を中心に～

関東学院大学法学部准教授 武藤達夫

はじめに

国連人権理事会の下に設置された平和への権利に関する作業部会は、本年6月末より第2会期を開催した。本稿は、この作業部会における審議の状況を紹介するとともに、若干の考察を加えるものである。第2会期については、作業部会の議長兼報告者（以下、議長と呼ぶ）が作成した公式の報告書と、筆者の傍聴記録に基づいてまとめる。

1. 作業部会の設置に至る国連での議論

国連総会はこれまでに、平和への権利に関して2つの宣言、すなわち「平和的生存のための社会的準備に関する宣言」(1978年)及び「人民の平和への権利に関する宣言」(1984年)を採択している。ただし、両宣言とも国連総会で提案・審議・採択が完結したもので、入念な起草作業を経て採択されたものではない。一方、(当時の)人権委員会でも、1976年以降に平和への権利に関する審議は若干見られたが、それが国連総会まで持ち上がっていった訳ではない。

これに対して、平和への権利に関する今回の議論は、NGOによって開始された平和への権利の法典化を求める運動に端を発し、2008年から国連人権理事会での議論が本格化したものである。その後、人権理事会は、平和への権利に関する宣言案の起草を同理事会の諮問委員会に委託し、さらに2012年には、宣言の採択に向けて諮問委員会の作成した草案を精査するために、作業部会の設置を決定したのである。

2. 作業部会における審議状況

第1会期では、諮問委員会案を基に審議が行われたが、これは、多様なNGOの意見を取り入れた14の条文から構成される意欲的なもので、審議も多岐に及んだ。第1会期の終了時には、議長が非公式折衝を行うとともに、新しい草案を作成することが合意されたが、その折衝では国家代表とNGOとが分離され、それまでの議論を牽引してきた市民社会は、この時点から、国家間交渉及び新草案の作成作業から外されることとなった。

議長の新草案は、第2会期の1週間前に公開されたが、これは4つの条文から構成される簡素な文書で、平和への権利を規定する条文を持たないものであった。第1条では、「すべての人権、平和及び発展が完全に実現されるコンテキストにおける生命に対する権利」が謳われている

に過ぎない。諮問委員会案との接点は、宣言のタイトルだけであると言ってよい。

第2会期は、議長による新草案の趣旨及び審議の方針に関する説明から開始され、新草案は「人権と発展と平和との相互関係」を確認することに主眼を置いていること、また、草案の審議及び採択に当たってはコンセンサス方式を貫く決意であること、が強調された。

その後、第2会期は極めて低調な審議を開始した。新草案に関する各国の検討が終了していなかったためである。本国からの指示待ちである、と発言する国が相次いだ。1日目のハイライトとなったのは、新草案に対する米国の強い支持表明であった。米国は、平和への権利の存在は認めないが、人権と平和との関係について確認する新草案を支持するとし、今後、この新草案に一つでも余計な物を加えることは許容しない、と述べた。韓国やオーストラリア等も同様に、新草案への賛意を明確にした。

議論の流れが変わったのは、会期後半（3日目）に入ってからであった。インドネシア、ウルグアイ、ベネズエラ、キューバ等が、1984年の国連宣言より後退することは許されないと立場から、第1条で平和への権利を規定すべき、と述べた。NGOも、平和への権利（または平和的生存権）を宣言に明記すべきであると主張し、独立専門家からも、平和への権利は市民社会において十分に成熟した権利であるとの意見が示された。これに対し、ロシアは、今回の宣言が、人権、発展、平和の相互関係を確認する枠組みをとることについては既に合意済みのはずだ、と述べて、非公式折衝で国家間合意が作られていたことを示唆した。

最終日（5日目）には、同作業部会の報告書案について協議した。この日は、本国からの伝令を受けて閉会ぎりぎりまで修正案を申し入れようとする国や、報告書の作成方針をめぐって混乱した議論となった。最終的には、簡潔な報告書とは別に、各国の意見及びNGOの意見を個別にまとめたコンフェレンス・ペーパーを作成することが合意された。

おわりに

第2会期における審議の主たる問題点は、これまでの国連内外における議論の積み重ねを継承していない点にある。平和への権利に関連する上記二つの国連宣言とは対照的に、今回の宣言作成過程は、多様なNGO、人権理事会及び諮問委員会での議論を重ねた上で、作業部会における草案の審議までこぎ着けたものである。第2会期では、その積み重ねが、会期前の非公開・非公式の国家間折衝によって合意されたと考えられる著しく性質の異なる枠組みに置き換えられ、しかも、当該枠組みに対する（国家代表による）修正の議論は極めて貧弱なものであった。

平和への権利を「人権、発展、平和の相互関係」に置き換えることは、平和への権利を固有な人権として承認するという、NGOの始めた今回の運動・議論を白紙に戻すことを意味する。

平和への権利については、もとより反対国が存在するが、今回の議論は、コンセンサスの形成に拘泥するあまり、すべての国が完全に賛成できる最下限のラインまで後退し、強固な反対国の主張にはほぼ完全に同調する形となった。

また、今回の作業部会では、米国やEUなどの反対国は入念な準備をしていたが、賛成国の側には準備不足が目立ち、市民社会が唱道してきた平和への権利の人権としての意義が、賛成国側に十分理解されておらず、反対国と賛成国との間に理解と意欲の不均衡がある点も浮き彫りとなった。平和への権利は、多くの賛成国にとって特に優先度の高いアジェンダではないのに対して、反対国には国家の重大な利益にかかわるとの認識があり、これも不均衡を生んだ要因であると考えられる。(平和学会「平和フォーラム3 平和への権利の現在 <http://psaj2014.jimdo.com/forum/3-1>」からの転載)

総会報告

アフガン社会と女性

室蘭工業大学教員 清末愛砂

はじめに

2014年12月13日に開催された国際法律家協会第37回定期総会第一部（記念講演¹）で、「アフガン社会と女性」と題して講演させていただきました。私は、米国に対する同時多発攻撃（=9.11事件）以降、アジアの最貧国であるアフガニスタンの女性たちが置かれている状況に大きな関心を寄せてきました。9.11直後に行われた同国に対する米英軍等による軍事攻撃のなかで、<アフガン女性の解放>が同攻撃を正当化する理由として強く主張されたことに大きな衝撃を受けたことがそのきっかけとなっています。本来、軍事攻撃という発想は、女性解放を目指すフェミニズムの思想とは相容れないものであるにもかかわらず、フェミニストを自称する米国の女性たちのなかに、同攻撃を積極的に支持する立場をとる人々がいたことから、大きな衝撃を受けました。このような<アフガン女性解放論>に基づく軍事攻撃とそれへの支持は、私が研究や活動の思想的柱としてきた<フェミニズム>に対する大きな挑戦でもありました。アフガン女性が軍事攻撃の犠牲になることは自明のことであり、また武力行使は女性解放につながるどころか、むしろ女性の状況を著しく悪化させることになるということが十分予測できたからです。

以下では、簡単に当日の講演内容を報告することで、現在の日本社会で注目をあびることが少ないアフガン社会、特にアフガン女性の状況について喚起したいと思います。

1. アフガニスタンの現代史と外国軍による軍事侵攻

日本国憲法の平和主義に明らかに抵触する集団的自衛権の行使容認、およびその関連法の改定に向けて大きく揺れ動いている日本社会では、各地でそれらに反対する運動が展開されてきました。私はこれらの運動のなかで、もしかしたらアフガニスタンに関心が寄せられることになるかもしれない、というある種の<期待>を持ち続けてきました。同国の現代史を振り返ると、集団的自衛権に基づく軍事侵攻・攻撃を二度も受けたことがわかります。一度目の攻撃は、1979年の旧ソ連軍による侵攻であり、同軍の駐留は10年にもおよびました。二度目の攻撃は、上述の9.11事件直後の米英軍等によるものです。このとき、米国は個別的自衛権、イギリスやオーストラリア、ドイツ等のNATO軍は集団的自衛権の行使であると主張しました。このとき、日本も後方支援と

して自衛隊をインド洋に派遣しました。このように、大国による小国に対する軍事攻撃・介入の一手段である集団的自衛権により、アフガニスタンでは人々の生活が著しく破壊されました。したがって、同自衛権を批判的に考える際には、同自衛権を二度も行使されたアフガニスタンの人々の生活に対する影響力を分析し、国際社会による疑問符だらけの<復興>が進められている同国が現在、どのような状況にあるのか、攻撃の負の遺産が何であるのか、という点が真摯に議論されるべきではないのか、と私は考えてきたわけです。残念ながら、現在までそのような議論は、集団的自衛権の行使容認問題に対する反対運動においては、それほどなされておらず、アフガニスタンの状況も共有されているとはいえません。

2. 女性に対する暴力とアフガン社会

上述の外国軍による侵攻・攻撃は著しくアフガン社会の土台を破壊し、治安を悪化させるものとなりました。そのなかで大きな影響を受けてきたのが、アフガン女性です。同社会の女性に対する暴力には日本と共通する問題を含め、さまざまな形態のものがあります。例を挙げると、①バアド (他の家族との紛争解決のために、女兒を婚姻目的で差し出す慣習)、バダル (交換婚)、強制婚、児童婚、名誉殺人、性暴力、DV等です。

アフガン女性といえば、女性が学校教育を受けることや職業に就くことを禁止したターリバーン政権による苛酷な政策を思い浮かべる人もいますが、アフガニスタンにおける女性差別や女性に対する暴力を引き起こしてきた要因には、さまざまなものがあります。それらの要因が重層的に結びつくことで暴力が生み出され、これらの暴力が不処罰のまま放置・継続されている状態が現在も続いています。これらの要因には、①家父長的な社会規範や慣習に基づく暴力を<イスラームの教え>であると曲解し、正当化する行為、②旧ソ連軍による侵攻、③旧ソ連軍や旧親ソ連政府軍と (イスラーム主義の) ムージャールヒディーン各勢力 (組織)・軍閥諸派による抵抗運動との間で生じた軍事紛争のなかの暴力、④ムージャールヒディーン各勢力 (組織)・軍閥諸派間の内戦中の暴力、⑤ターリバーンによる暴力、⑥早魃、⑦米英軍等による軍事攻撃やムージャールヒディーン各勢力からなる反ターリバーンの北部同盟等による暴力、⑧国際社会から支援を受け続けているターリバーン政権後の新政権において権力を握る保守的な政治家 (ムージャールヒディーン各勢力や軍閥諸派出身者) による暴力等があります。

アフガニスタンにおける女性に対する暴力には、上述したように、明らかに集団的自衛権や個別的自衛権の名の下でなされた外部からの介入が大きく関係しています。したがって、現在、日本でアフガニスタンを例にしながら、集団的自衛権行使容認問題を精査する際には、ジェンダーの視点から分析することが一つの重要な論点となると考えられます。

3. 「女性に対する暴力根絶法」(EVAW 法) の制定と同法への攻撃

さまざまな形態の女性に対する暴力が多発しているアフガン社会ですが、カルザイ政権時代の2009年に大統領令により「女性に対する暴力根絶法」(Law on Elimination of Violence against Women/EVAW 法) が制定されました。5条で22形態の女性に対する暴力が処罰対象として示され、また17条で具体的な刑事罰が規定されています。5条で示されている暴力には、レイプ、強制売春、負傷または障害を負わせる行為、殴打または裂傷を負わせる行為、バアド、婚姻目的の女性の売買、強制婚、児童婚等が含まれています。

男性中心主義の保守的な政治家が多いアフガニスタンでは、通常の国会での審議を通してこのような法を制定することは極めて難しいため、女性団体を含む市民団体や女性省等の関係者は、国会が閉会中である場合に大統領令に基づく立法を可能とする憲法79条の規定を利用し、EVAW 法を制定する作戦をとりました。その点に鑑みると、EVAW 法は女性に対する暴力を根絶するために法の制定が必要不可欠であると考えた女性たちが、知と徳を用いて制定させた法であるといえます。暴力が多発している状況を見ると、多数の被害女性たちが同法により効果的に救済されているとはいえません。しかしながら、女性に対する暴力が犯罪であることを公的に認識する法が存在することの意味は大きく、司法関係者の意識の変革を経て、同法が現在よりも活用されるようになる可能性がないわけではありません。もっともそれには多大な時間がかかることになるでしょう。

このような内容を持つ法であるために、EVAW 法は制定以降、保守的な国会議員による攻撃にさらされてきました。具体的には彼らは「イスラームに反している」「海外からの押しつけである」との主張を繰り返してきました。特に強制婚、児童婚、一夫多妻婚 (EVAW 法は民法上の要件を満たさない一夫多妻婚を犯罪としてみなしている)、シェルターに関連する条項の削除を要求し、同法を国会で審議することを要求してきました。

各市民団体や女性省、独立人権委員会 (憲法58条に基づいて設立された公的機関)、法務省等による強い反対にもかかわらず、EVAW 法は審議のために国会 (下院) へ差し戻され、2013年5月13日にその審議が始まりました。しかしながら、幸いにも保守派の政治家が同法への批判を訴えるなか、下院議長が15分程度で審議を打ち切り、同法は国会内の法案作成の責任を有している委員会での協議をすることになりました。結果的に現在まで同法の廃止はなされておらず、有効な法律として存在しています。当然ながら、政治情勢が大幅に変わらない限り、これからもこのような攻撃が続いていくことが予想されるため、予断は許されない状況にあります。

4. 刑事訴訟法の改定をめぐる動き

EVAW法をめぐる状況も厳しいものがありますが、女性に対する暴力という観点からは刑法や刑事訴訟法の改定の動きも見過すわけにはいきません。2013年5月に下院でEVAW法の審議が打ち切られた後、同年10月には法務省が姦通罪に対する石打刑の復活案を打ち出すという動きもありました。幸いにも、この案は停止されたため、国会での審議にはあたりませんでした。2014年1月には下院で、DV等の家族内で起きている暴力の被害者の法的救済を困難にする条文(26条と27条)を盛り込んだ刑事訴訟法の改定案が可決されました。26条は刑事事件の被告の親戚を証人として尋問することを禁止するものであり、27条は自らの親戚の訴追につながるような尋問には、証人として供述する義務を課せられないとするものです。これらの条文はまさしく攻撃下にあるEVAW法の精神に反するものであると言わざるを得ません。

2014年2月、カルザイ大統領(当時)は改定法に署名したものの、国際社会からなされてきた批判をかわすために、同時に26条の修正に関する大統領令を発令しました。修正26条の内容は、親戚は証人になることを拒むことができ、また拒否することを法的に妨げられることはない、というものです。しかし、このような修正内容も暴力の被害女性の法的救済や司法による名誉の回復を図る際には、大きな障壁となるでしょう。被害女性にとって不利な条文として機能することになることが容易に推測できるからです。このような大統領令にもかかわらず、同令そのものが下院で審議されることになり、現在にいたっています。EVAW法への攻撃と刑事訴訟法の改定をめぐる動きからは、保守派の国会議員による徹底したミソジニー(女性蔑視・憎悪)と家族主義を見て取ることができます。

5. 最近のアフガン情勢—治安の悪化と女性たち

2014年9月にパキスタンを訪問した際に、アフガニスタンのフェミニスト団体であるRAWA (Revolutionary Association of the Women of Afghanistan/アフガニスタン女性革命協会)のメンバーから、最近のアフガン情勢について、話を聞かせてもらうことができました。1977年に創設されたRAWAは創設から現在にいたるまで、一切の妥協をすることなく一貫して、外国軍の侵攻、イスラーム主義のムージャーヒディーン各勢力(組織)・軍閥諸派による暴力、ターリバーンによる暴力やジェンダー差別に抗し、女性に対する抑圧や暴力を生み出してきた政治・社会的構造に挑戦してきました。以下では、治安の悪化が女性の生活に与える影響について、RAWAへの聞き取りから得られた話を簡単に紹介します。

アフガン社会ではターリバーン勢力が復活しており、34州のうち16州がすでにターリバーン勢力の支配下にあります。そのような現状を見る限り、2002年の米国による「対テロ」戦争は、結果的にテロリストを創出するものに過ぎなかったといえます。

また、ターリバーン政権以降の米国の間接的支配下にあるアフガン社会では、著しく治安が悪化しており、それらが女性たちの生活に多大な影響を与えています。アフガン民衆はターリバーン勢力に加え、①米国の（間接）支配、②各地域の権力者（イスラーム主義のムージャーヒディーン各勢力・軍閥諸派出身者）による支配、という二つの敵に囲まれています。治安の悪化とともに、女性に対する暴力が多発しています。しかしながら、多くの場合、これらの暴力の捜査はなされず、加害者が処罰されることはありません。どんなに暴力の被害を受けようとも、多くの被害女性は逃げるところもないため、なかには自殺に追い込まれる女性たちもいます。

おわりに

アフガン社会におけるジェンダー差別や女性に対する暴力の問題を考える際には、これらを生じさせる構造や要因を正確に理解することが求められます。その際に重要なことは、国際社会がこれらの差別や暴力にどのようにかかわってきたのか、という点に着目し、そのかかわりに対する自らの責任に向き合い、そこを出発点にして状況の改善に求められることを考えるということです。また、ターリバーン政権を崩壊させた日本を含む国際社会は、同社会の〈復興〉と称して多額の援助金を拠出してきました。それが援助ビジネスを生み、同社会の貧富の差を広げることにも繋がってきました。各種の〈復興〉プロジェクトを担う援助関係者がカーブル等の都市部に駐在することで家賃や物価の急騰を生み、地域の人々の生活を圧迫してきました。〈復興支援〉といながら、実のところ、アフガン民衆の生活に負の影響を与えるものとなってきた側面があることも、正視する必要があります。

女性に対する暴力が多発しているなかで、筆舌に尽くしがたいほど厳しい状況を生きのびようとするアフガン女性たちが多数おり、またRAWAのメンバーのように命を懸けて状況に抗するための闘いを行っている女性たちがいます。2014年末の外国軍撤退後のアフガン社会がどうなるのかは未知数ですが、状況を最も熟知しているアフガン民衆がこの社会を変える方法を模索していくことになるであろうと思います。国際社会にはこれまでのような、まやかしの〈復興支援〉をするのではなく、アフガン現代史における外部介入・軍事攻撃という自らの責任を真摯に反省し、アフガン社会の平和の構築につながる支援の方法を再考することが求められています。

一つの希望は、2014年10月に、アフガン政府が女性・平和・安全保障に関する安保理決議1325号に基づく国内行動計画を策定したことです。女性たちが平和構築に積極的にかかわることで、民衆に平和をもたらす道が築かれていくことを期待したいところです。これが単なる国際社会へのアピールの手段として終わることがないよう、計画の実施に際しては国際社会の粘り強い支援が必要になってくるのではないのでしょうか。

注1：本講演会は、青山学院大学総合研究所社会科学部門プロジェクト「国際刑事法の形成と日本の受容・発信についての基礎研究」との共催の形で実施されました。

第37回定期総会の報告

日本国際法律家協会事務局長 宮坂浩

第37回定期総会が、2014年12月13日、青山学院大学で開催されました。

1 記念講演

室蘭工業大学准教授の清末愛砂さんから、「アフガン社会と女性」について、パワーポイントを使いながら講演してもらいました。

2 定期総会

(1) 大熊政一会長の開会の挨拶に続いて、宮坂から、2013年11月から2014年12月までの国法協の活動報告を行いました。

① 平和への権利

- ・ 国連平和への権利・作業部会に日本弁護士連合会と韓国の参与連帯など5団体が意見書を提出 (2月)
 - ・ 平和への権利の院内集会を参議院会館で開催 (5月27日)
 - ・ 国連人権理事会・平和への権利の作業部会第2会期に参加 (6月30日~7月5日)
 - ・ 人権理事会第27会期 (9月8日~26日) で平和への権利に関する促進決議が採択され、作業部会第3会期前に作業部会議長が改訂された新草案を用意すること等が決まった
 - ・ 「平和への権利を作る企画」を男女共同参画推進センターで開催 (11月29日)
 - ・ 実行委員会では「いまこそ知りたい平和への権利 48のQ&A」の普及と販売を行っている。
- ※ 笹本潤さんから、NGOネットワーク会議 (ジュネーブ 11月27日) の報告、諮問委員会案をベースにした平和への権利の条文案 (武藤私案)、署名活動などについて補足の報告がされた。

② IADL

- ・ ブリュッセルで開催された第18回IADL大会 (4月15日~19日) に日本から20名が参加し、日本からは、平和への権利、秘密保護法の制定、沖縄の米軍基地問題、日本の労働組合と労働、労働規制緩和の動きと問題点、ヘイトスピーチ問題、従軍慰安婦問題、福島原発による核惨事について報告がされ、日本に関連して、日本の平和憲法破壊に反対するための国際連帯決議、福島原発惨事に関する決議、沖縄及び済州島に関する決議が採択された。
- ・ イスタンブールで開催されたIADLビューロー会議 (11月8日~9日) で、2015年の国連70周年、2016年のIADL70周年の企画等について討議され、11月10日にはCOLAPVIの日程、分科

会のテーマ等について協議が行われた。

③ フィリピンNUPL、NGOとの交流と移民問題への取り組み

- ・ ネグロス島バコロドで開催されたNUPL (フィリピン全国人民法律家連盟) の総会への出席 (11月30日、12月1日)
- ・ 移民問題のPTが、日本に住むフィリピン移民の人たちを対象とした、人権、労働、身分関係 (婚姻、親子、国制、在留資格) など司法問題に特化したアンケートを行うため、その調査項目と実施方法などを検討。

④ 第6回自由権規約政府報告審査 (7月15日、16日)

日本のNGOがネットワークを結成して、準備から現地での活動など一丸となって取り組み、ジョイントレポートとして「秘密保護法」と「ヘイトスピーチ」を報告した。

⑤ 第2回「原発と人権」全国研究交流集会in福島 (4月5日、6日)

「人類と核は共存できない~脱原発と核兵器廃絶国際ネットワーク」の分科会を、協会と日本反核法律家協会で開催した。

分科会の詳細をDVD付報告集で出版した。

⑥ 改憲に反対する法律家団体・人権団体の共同活動

- ・ 法律家7団体 (社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁学合同部会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会、日本労働弁護団、協会) 共催の「シンポジウム秘密保護法廃止へ」を開催 (3月5日)
- ・ 法律家6団体共催の「集団的自衛権反対!法律家と市民の集い」を開催 (6月16日) し、浅井基文さんが講演した。
- ・ 7月1日の安倍内閣の集団的自衛権行使容認の閣議決定を受け、「改憲問題対策法律家6団体連絡会」が発足した (8月21日)。
- ・ 改憲対策法律家6団体連絡会の共同学習会を開催 (10月22日) し、山形英郎教授 (名古屋大学・国際法) が「国際法から見た集団的自衛権行使容認の問題点」と題して講演した。
- ・ 衆議院解散・総選挙を受けて「安倍政権の『戦争する国づくり』にノーの審判を下すことを呼びかける共同声明」を発表し (12月1日)、共同記者会見と政党要請を行った。
- ・ 特定秘密保護法施行に反対する共同声明に発表し (12月8日)、共同記者会見を行った。

⑦ COLAP-VI

- ・ COLAP-VI準備会がカトマンズで開催され、日程、開催場所、テーマなどが協議された。
- ・ COLAP-VIの日本実行委員会を立上げるため、他の法律家団体、民主団体等に参加を呼び掛け、日本からの報告内容等について協議し、多数の参加者を募ってゆくことが確認さ

れた。

- ⑧ 6月2日、青山学院大学で「フィリピンの新軍事協定についての勉強会」が開催され、NUPLの事務局次長のグレースさんから、新軍事協定の問題点が報告された。
- ⑨ 4月26日、東海支部総会が金山市民会館で開催され、記念講演として飯島滋明さんから「集団的自衛権問題、津田守教授(名古屋外国語大学)から「フィリピンという国、フィリピン人」と題した講演が行われた。
- ⑩ 8月23日、24日、高山で合宿を開催し、平和への権利の取組みと今後の活動、協会の事務局体制等について議論された。
- ⑪ 声明
8月23日付で、「パレスチナ人民に連帯し、イスラエルによるガザ侵略に抗議する声明」を発表した。
- ⑫ INTERJURIST の発行
2014年2月、6月、8月、11月の年4回発行 (No179~No182)
- ⑬ HPの内容や体裁等についての改訂を現在検討中。

(2) 組織

新入会員 弁護士：2人、学者1人、市民1人

退会 40人

現在の構成人員：弁護士241人、学者56人、市民35人 合計332人

(3) 財政

- ・ 収支では、107万6300円の黒字となった。これは、未納の会費の回収を行ったこと、機関誌を年4回発行しその都度会費請求を行い、ある程度納入率を上げることができたこと等による。予算では、国際活動費を初めて計上した。
- ・ 大阪の山下潔会員からの会費免除ならびに会費減額の提案について、大熊会長から理事会での討議内容を報告してもらい、議論した結果、会費の減免については早急な結論は出さず、会員の拡大等組織問題を含めて会費問題を検討する委員会を協会内に設けて、そこで検討することになった。

(4) 2015年の活動方針

① 平和への権利

作業部会第3会期に向けて、日本から新しい平和への権利宣言案を提起し、世界のNGOと共に運動を作っていく。また、日弁連で意見書の作成すること、本「48のQ&A」の普及、HP、ツイッター等の準備、署名活動、集団的自衛権反対運動との連携、市民集会の開催 (3月こ

ろ) 等を行い国内での運動を大きく構築してゆく。

② COLAP-VI

- ・ 国内の準備会と実行委員会を立上げ、他の法律家団体・民主団体等へ参加の呼び掛けを行い、分科会毎の報告内容・報告者を決めてゆく。
- ・ ツアーの設定や宣伝方法等を工夫し、多数の参加者を募ってゆく。
- ・ 日本代表団の結成と協会内の担当チームを作る。

③ 原発と人権ネットワーク

2014年4月に行われた“第2回「原発と人権」全国研究・交流集会in福島”で協会が日本反核法律家協会と共催した分科会の報告集 (1冊1000円) を一般に向けても普及する。

④ 修習生企画

12月17日に68期修習生向け企画を行い、30名以上が参加した。新しい会員を獲得する上でも重要な企画であることから、継続的な取組みを行ってゆきたい。

⑤ 移民問題について

日本在住のフィリピン移民にアンケート調査を実施し、その結果などを基に、法律家の援助、入管行政やフィリピン大使館との交渉、NUPL・ミгранテとの連携を行い、COLAP-VIで発表することなどを目標に実行していきたい。

⑥ 改憲問題対策法律家6団体連絡会

総選挙の結果、与党が3分の2以上の議席を獲得し、2015年の通常国会で集团的自衛権行使のための法整備、ガイドライン改定が出され、本格的に明文改憲への具体的な行程表作りに入ることも想定され、改憲阻止に向けて法律家団体の共同行動はますます重要になってくる。

また、COLAP-VIにおいても、日本の右傾化と改憲が、アジア・太平洋の安定に障害となることを訴えてゆくことが重要であるが、6団体連絡会でもCOLAP-VIへの参加の呼び掛けを行っており、6団体連絡会の2015年の活動の一つとしてCOLAP-VIを位置づけてもらうように働きかける。

- ⑦ 会費・財政問題、事務局体制など組織問題を検討する委員会を設け、今後継続して検討をする。

(5) 議案、予算・決算について、質疑、討議が行われ、いずれも採択された。

日本国際法律家協会役員 (2014 - 2015 年度)

会 長 : 大熊 政一

副会長 : 家 正治 石川智太郎 梅田 章二 加藤 文也
白石 光征 田川 章次 新倉 修 山本 真一

理 事 : 石川智太郎 梅田 章二 漆原 由香 大久保賢一
大熊 政一 加藤 裕 川津 聡 笹本 潤
白石 光征 鈴木 亜英 田川 章次 田中 俊
中森 俊久 長谷川弥生 林 治 藤木 邦顕
宮坂 浩 飯島 滋明 稲本洋之助 神戸 秀彦
清末 愛砂 君島 東彦 後藤 安子 竹森 正孝
新倉 修 広渡 清吾 井ノ尾寛利 岩下美佐子
大矢 勝 菅野 亨一 中島 良子 乗松 聡子
平山 基生 福地 春喜 増田都志美 藪田ゆきえ

顧 問 : 池田 眞規 石川 元也 江藤 价泰 甲斐道太郎
片岡 昇 神谷咸吉郎 郷 成文 小林 保夫
環 直彌 土田 嘉平 仲田 晋 根本 孔衛
花田 政道 藤田 勇 渡辺 卓郎

監 事 : 柳沢 尚武 中村 芳昭

修習生向け企画

「人権弁護士だって国際的!ーパレスチナ・ガザ地区の現状,国内フィリピン移民の人権問題ー」

第68期修習生企画報告

日本国際法律家協会理事 長谷川弥生

1 和光で修習生企画

第68期7月集会実行委員会から林治弁護士を通じてJALISAに講演の依頼があり、2014年12月17日、和光市民文化センターで68期司法修習生向け講演を行いました。題は「人権弁護士だって国際的!ーパレスチナ・ガザ地区の現状,国内フィリピン移民の人権問題ー」。68期修習生はいま、全国各地に散らばる実務修習の前の集合修習(昔の前期修習のようですが、期間は3週間と短い)中で、比較的余裕があったのかもしれませんが、定員30名のところ30名以上が参加し、立ち見が出るほどの盛況ぶりでした。

企画は3つの内容を以下のように3人で受け持ちました。

2 ①パレスチナ問題

DVD 土井敏邦監督作品「ガザに生きる」を上映しました。イスラエルの攻撃によるガザの悲惨な状況を伝える衝撃的な映像で、修習生にパレスチナ問題の事態の深刻さが伝わったと思います。その後、新倉修教授がガザの人権センターで2年前に国際会議があり日本からも参加していたと紹介し、法律家が国際的に連帯する70年の歴史を振り返り、11月のイスタンブールでの国際民主法律家協会(IADL)の会議で、ガザ攻撃に抗議し犠牲者に連帯する動きを伝えました。スケールの大きな話でしたが、国際的に人権問題に関わっていくことのイメージが少しでもつかんでもらえたのではないかと思います。



新倉修教授

3 ②人身取引問題

私(長谷川)がフィリピン人の人身取引問題について話をしました。具体的な事例の紹介をしたり、日本のJALISAとフィリピンのNUPL(National Union of Peoples' Lawyers)との提携について話したりしました。

事例の紹介としては、フィリピン人女性が、日本でまともな仕事があるとだまされて日本に連れてこられること、フィリピンと日本で、ブローカーたちが協力してフィリピン人女性の受け渡しを行っていること、日本に連れて来られた女性たちは多額の借金を負わされパスポートを取り上げられて、強制的に働かされていること、などを話しました。

また単に個々の事件を解決するだけではなくて人身取引問題の背景にある移民の送り出し国の事情から考えていかねばならないこと、すなわち、フィリピンでは経済格差が非常に大きく、大家族を養うために家族の1人が犠牲になって必死の覚悟で日本に出稼ぎに来ていること、などについても触れました。

さらに、法律による解決を超えた解決を目指す必要もあるのではないか、被害者の安全を確保し損害賠償請求をする以上に人身取引の発生を防ぐ方策を考えていかねばならないのではないか、一緒に考えてほしいと話しました。

うまく伝わったかどうかわかりませんが、私たちと同じような立場で一緒に人身取引問題に取り組める実務家が一人でも増えることを願っています。



長谷川弥生弁護士

4 ③ JALISA の活動

笹本潤弁護士がJALISA の活動について紹介しました。

まず「平和への権利」について、いままさに国連人権委員会において議論がなされており、いわゆる先進国が反対していること、平和の問題は安保理で議論すればよいのであって個人の権利として定める必要はないとの立場に対抗していかねばならないことなどを解説しました。

またJALISA の参加してきた「9条グローバルキャンペーン」については、憲法に平和的生存権を掲げる国の法律家として、日本の弁護士はもっと世界に出ていく責任があることを話しました。

そして来年6月にネパールで、アジアの法律家が集まるCOLAP VIが開かれることを紹介し、人権問題の分野における国際連帯の重要性を話しました。

このようなJALISA の国際活動、いわゆる渉外法律事務所とは違った形の国際活動の様子が修習生にも伝わったかと思います。修習生のうち1名がCOLAP VIの準備会に参加することとなり、大きな成果を得られました。



笹本潤弁護士

修習生向け企画「人権弁護士だって国際的!ーパレスチナ・ガザ地区の現状,国内フィリピン移民の人権問題ー」

5 講演後の質疑応答

修習生からは予定時間を30分すぎても質問が出るほどで、とりわけ人身取引問題に対する関心の高さがうかがえました。質問の内容は「人身取引の被害者たちが民事や刑事で損害賠償請求することについてはどうか。」「被害者たちが在留特別許可をとるのは難しいのか。」などに及び、どれも的を射たもので、実務家になったらぜひJALISAの活動に参加してほしい

と思います。NUPLのパンフレットも修習生たちで共有したいと言われたので渡してきました。



6 企画後の懇親会

12名の修習生が懇親会に参加し、JALISAのメンバーと修習生とで、より具体的な話やより実務的な話を行いました。全体を通して充実した企画であったと思います。

「国際法から7.1閣議決定を読み解く」の学習会報告

日本国際法律家協会事務局長 宮坂 浩

2014年10月22日、中央大学駿河台記念館で、改憲問題対策法律家6団体連絡会主催の学習会が開催され、山形英郎名古屋大学教授（国際法）から「国際法から7.1閣議決定を読み解く」と題して講演されました。

1 国際法における集団的自衛権

国際法上の権利として自衛権が存在しているも、それを国家の政策（国内法）により行使しないことに問題はない⇒「権利だから当然行使すべき」とはならない。

国連憲章51条は、集団的自衛権を「固有の権利」と規定しているが、国際司法裁判所のニカラグア事件判決によれば、固有の権利とは「慣習法としての性質を有するとしかみることにはできない」としており、「固有の権利」に特別の意味はない⇒「権利だから当然行使すべき」論を補強するものとはなり得ない。

2 集団的自衛権の意味内容

個別的自衛権は、武力攻撃の対象となっている直接の被害国が、武力で持って防衛することができる権利（自国防衛権）であるの対して、集団的自衛権は、武力攻撃の対象となっている他国を、武力でもって防衛する権利（他国防衛権）である。

国連憲章上は、個別的自衛権、集団的自衛権ともに適用される共通の要件として、①実質的要件：武力攻撃の発生（武力行使禁止原則の例外）、②時間的要件：安保理事会が必要な措置をとるまで（暫定的性質）、③手続的要件：安保理への報告（集団的安全保障との関連）が規定され、慣習国際法上の要件として、④必要性（武力行使以外にとるべき手段がないこと、即時の対応）、⑤均衡性（過剰防衛の禁止）が適用される。

集団的自衛権に固有の追加的要件としては、ニカラグア事件判決で、①被害国による武力攻撃の宣言、②被害国の援助の要請、が挙げられており、従来通説であった「他国にかかわる死活的利益」は採用されなかった。

3 国際法からみた閣議決定の問題点

- ①「密接な関係にある国」に限定しているが、これは国際法上の要件ではなく、国際法上の要件に合致させる意思がないことを意味する。

- ② 「我が国の存立が脅かされる場合」に限定しているが、安保法制懇の報告書からすれば、日本国民の財産・身体とは無関係に、日米同盟の維持が最重要課題となっており、「他国防衛」という集団的自衛権の本質を隠蔽するものとなっている。
 - ③ 国際法上は「被害国の宣言」が要件となっているが、「公海における米艦の防護」の想定事例では、「宣言」は不可能。
 - ④ 政府の想定問答では、安保理決議の採択後も自衛権を継続行使できることになっているが、これは国連憲章51条の時間的要件を無視している。
 - ⑤ 武力の共同行使の場合、日本国の武力行使だけで均衡性を図ることはできず、米軍の過剰行為の責任を我が国も負う可能性がある。
 - ⑥ 政府解釈では「武力攻撃に至らない侵害に対する措置」を国連憲章51条は排除していないとしているが、ニカラグア事件判決は「武力攻撃とはならない行為に対して『集団的』に武力で対応する権利はない」としており、国際法の解釈に反している。
- ※ 従来の政府答弁は、自衛権発動の要件として「我が国に対する急迫不正の侵害があること」を挙げているが、「急迫不正の侵害」は国連憲章51条の「武力攻撃の発生」よりも広い概念であり、国連憲章の解釈として認められない。そして、想定問答では「他国に対する武力攻撃が発生した場合であっても、...『急迫・不正の事態』に該当する」としており、本来認められない解釈を更に拡大している。
- ⑦ 在外自国民保護の問題点
 - i 閣議決定は「自衛隊の部隊が、...邦人救出などの『武力の行使』を伴わない警察的な活動を行う場合」として、軍隊と警察を意識的に混同させている。
 - ii 領域国政府の同意を要件としているが、多くの介入事例（ソ連による56年のハンガリー、68年のチェコ、78年のアフガニスタン、米国による79年のグレナダ）では、いずれも政府の要請が援用されたが、領域国政府が傀儡であったり、事後的な要請であったりという、その要請ないし同意が問題となっている。
 - iii 想定問答では「国家と国民は表裏一体」としているが、この論理からすれば、「国民の生命への侵害=国家への侵害」となり、個別的自衛権の行使も可能になってしまう（国民への攻撃を武力攻撃とみなすことはできない）。

4 対テロ戦争と武力攻撃

9.11後のアフガン戦争は、テロ集団によるテロ攻撃に対して、米国は個別的自衛権の行使として、NATOは集団的自衛権の行使として、テロ集団ではなく、アフガニスタンという国家に対して武力

を行使した。こうした個別的ないし集団的自衛権の行使が、国連憲章上の自衛権行使の要件を満たしているのか、私人の行為を国家に帰属させることができるのか、という問題がある。また、最近のイスラム国の問題では、シリア国内での米軍の空爆を個別的・集団的自衛権の行使としているが、シリアの同意がない以上主権侵害であり、自国民が数人殺されただけで個別的自衛権の発動は許されない（均衡性の問題）し、集団的自衛権の要件であるシリア政府の要請もない。

5 集団的自衛権の問題点

① 権利そのものの問題点

自衛権は、暫定的性質のものであり、集団安全保障体制が発動されるまでの間機能することで、集団安全保障体制を補完するとされているが、大国（特に米国）の拒否権行使により、安保理による必要な措置は不可能となり、自衛権が永続的に行使されることになってしまう。

現状は、集団的自衛権も集団安全保障も、大国の武力行使を正当化する手立てになっており、多国籍軍の自由な軍事力使用を認める結果をもたらしている。

また、そもそも国連の集団安全保障体制は、同盟条約体制により勢力の均衡を維持し、国家の安全を保障しようという体制を克服し、全ての加盟国が共同して侵略国に対処しようという制度であるが、集団的自衛権は、同盟体制の根拠を与え、勢力均衡政策への先祖返りを可能にしている。

② 権利行使の問題点

武力攻撃が発生したことを第一次的に認定するのは、当該被害国であるが、その被害国を信用できるのか、という根本的問題がある（9.11後のアフガン戦争が良い例）。

また、米国は国家安全保障戦略で、「必要とあれば、先制的に行動する」（先制的自衛権）としており、こうした場合にも集団的自衛権が行使される可能性がある。

③ 日本の権利行使に関する問題点

日米安全保障条約は、日本国内に米軍の駐留を認め、日本の領海内にいる米軍艦が攻撃の対象となった場合の防衛義務を負っているが、これらはいずれも集団的自衛権の行使とされるものであり、「日米安保条約は憲法に違反する」となるはずである。

今や政府は、安保条約が集団的自衛権の行使である、憲法及び国際法上の矛盾を解消するために、集団的自衛権の行使を容認しようとしているが、根本の問題は、こうした矛盾が日米安保条約の締結及び自衛隊の創設により発生したものであることにある。政府が自ら生み出した矛盾を、あえて矛盾と呼び、その解消を求めるのは「居直りの論理」である。

追悼

田中則夫さんを偲んで

青山学院大学教授 新倉修



田中則夫・龍谷大学副学長が11月12日に急逝された。竹森正孝さんから連絡を受けて、弔電を送った。協会理事を務めたこともあったが、私と同じ年で、日本学術会議「グローバル化と法」分科会で一緒になる機会があり、また、民主主義科学者協会法律部会では国際法分科会に属した。いわゆる民科グループは、国際民主法律家協会 (IADL) の大会毎に、国際法の現状と課題について水準の高い報告を提出した。1984年第12回アテネ大会には、同年輩のYさんと一緒に参加され、第1分科会の総括報告者に指名された藤田久一教授 (当時は関西大学教授。後に東京大学などを歴任し2012年逝去) をサポートされた。深夜まで英文の総括報告をタイプして閉会式に間に合わせたという逸話は、国際法若手の力量を余すところなく伝えている。斉藤誠弁護士が持ち込んだ電動タイプライターは大いに威力を発揮したが、それでもコンデンサーが過熱して発火するというアクシデントがあり、これを乗り越えての壮挙である。池田真規弁護士が事前のねぎらいと称して若手学者をアテネの夜の街に誘い出したところ、注文もしないシャンペンやフルーツの対価として、過大な料金を吹っかけられた。田中さんは渾身の抗議を行い、店員ともみ合って買ったばかりのダーバンのコートが破られたそうだ。

第13回バルセロナ大会 (1990年) にも田中さんは参加されたが、私は参加しなかったので、詳細は知らない。第14回ケープタウン大会 (1996年) では、仲田晋団長のもと、森川金寿・郷成文両弁護士が健筆をふるいネルソン・マンデラ大統領を描き、日本からの参加者は第2分科会「平和」に集中し中島寛氏の通訳に耳を傾けたが、田中さんは、奥様と一緒に参加され、ほかの分科会を自由に飛び回っていた。不幸な交通事故があって、ニューヨーク市内立大学のヘイウッド・バーズ (Haywood Burns) 教授ほか3名が亡くなり、大会は急遽、追悼式の修羅場と化した。私は、大会初日の朝、ホテルから会場のケープタウン工科大学に向かうバスでたまたま隣席になり、彼こそが、南アフリカの1990年選挙に国際監視団を派遣する計画を主導し、アメリカのロースクールでクリニック科目を最初に提唱した、ナショナル・ロイヤーズ・ギルド所属の有能な教授だと知ったばかりのことであった。

もうひとつのエピソードは第15回ハバナ大会 (2000年) にかかわる。芳澤弘明団長以下、総勢

35名に及ぶ日本代表団の大多数は、事前にコスタリカを訪問し自由法曹団総会に合せて早々に帰国した。1000名を超える参加者が一堂に会した閉会式では、新しく役員に選ばれた私は、演壇の右手に座り、指呼の距離でフィデル・カストロ首相が、短いながらも40分を超える熱弁で平和構築の重要性を説くのを聞いた。翌日、ホテルでばったりと田中さんとご子息（京平さん）と会い、チェ・ゲバラのレリーフがある国務省の建物などを見物し、意気揚々と空港に向かったところ、メキシコ行き飛行機はすでに出発したところだった。翌日の便ではヒューストンから日本に戻る飛行機に間に合わない。ドミニカに向かう田中さんは、航空会社との必死の交渉を買って出てくれた。その甲斐あって、カンクン経由でヒューストンに行く便に乗ることができた。

オバマ大統領とラウル・カストロ首相が、52年ぶりの国交回復への糸口をつけたという「明るいニュース」を知るに至って、田中さんの男気を思い出し、かつ、龍谷大九条の会や「憲法9条で21世紀に平和を創る共同シンポジウム」などに積極的に関与していた行動する国際法学者の急逝を惜しまざるを得ない。

クリシュナ・アイヤー裁判官を悼む

青山学院大学教授 新倉修

インド法律家協会の元会長で、1988年のCOLAP-1で卓抜な基調演説を行ったクリシュナ・アイヤー裁判官が12月4日に100歳で亡くなった。同氏は、もともとインド南部のケララ州の議員であったが、裁判官に転じ、最高裁判事も勤めた。優れた法的な判断と卓抜した英語力で数々の著作がある。私自身も、1999年にニューデリーで開催されたIADLのグローバルバージョンに関する会議に参加した折、お目にかかり、フランスのヴェイユ夫妻に「近頃、サルトルの影響力はどうか」という高等な質問をしているのに仰天した思い出がある。



State assembly adjourns after paying tributes to Justice V R Krishna Iyer

2014年

- 10月 10(金) 日本国際法律家協会・第8回理事会
- 22(水) 改憲問題対策法律家6団体連絡会主催学習会
- 11月 12(水) 日本国際法律家協会・第9回理事会
- 29(土) 平和への権利を作る企画集会
- 12月 13(土) 日本国際法律家協会総会・COLAP準備会

今後の予定

2015年

- 1月 7(水) 日本国際法律家協会・第1回理事会
- 22(木) COLAP準備会
- 2月 6(金) 日本国際法律家協会・第2回理事会
- 3月 平和への権利市民集会
- 6月 25～27 COLAP-VI(カトマンズ)

編集後記

2015年の日本は、戦後最も大きな岐路に立っています。昨年安倍政権は、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。ガイドラインの再改定と共に関連法案を通常国会に提出し、立法による改憲を進めようとしています。安倍政権の戦争する国づくりと侵略戦争肯定の動きは、アジアの周辺国から強い懸念が示され、近隣外交の障害ともなっています。また、TPPや労働法制改悪などのグローバル企業の競争力強化のための新自由主義改革は、国民生活や福祉制度を根本的に改変させ、欠乏からの自由と恐怖からの自由という憲法前文に示された理念を根本的に破壊する可能性を持っています。今年6月25日～27日に第6回アジア太平洋法律家会議(COLAP-VI)がネパールで開催されますが、憲法9条と憲法前文そして「平和への権利」に示された理念をどのように実現してゆくかをこの会議で議論することが重要になっています。多数の会員の皆様が参加されることを期待しています。

なお、INTERJURISTの会員以外の一般への販売価格を今号から1000円に値上げさせて頂くことになりました。皆様のご理解を賜りますようお願い致します。